

平成30年度 第5次芦屋市総合計画策定支援業務委託 提案依頼用仕様書

1 業務委託名

平成30年度 第5次芦屋市総合計画策定支援業務委託

2 業務目的

平成32年度までを計画期間とする「第4次芦屋市総合計画」(以下、「現行総合計画」という。)の取組成果と課題を取りまとめ、「第5次芦屋市総合計画(平成33年度～平成42年度)」(以下、「第5次総合計画」という。)の策定に向けた基礎資料とするため、市民ワークショップの実施や基礎調査を行うもの。

3 履行期間

契約締結日～平成31年3月31日

4 計画の構成及び期間

第5次総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造を原則とし、計画の構想及び期間は次のとおりとする。

(1) 基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来像を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すもの。

平成33年度から平成42年度までの10年間を計画期間とする。

(2) 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするもの。

それぞれ計画期間を、前期は平成33年度から平成37年度までの5年間、後期は平成38年度から平成42年度までの5年間とする。

(3) 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すもの。

計画期間は3年間とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定する。

5 業務内容

(1) 基礎調査に関する支援

第5次総合計画の策定に向け、経済状況などの社会潮流や人口推移などの本市の現状調査・分析を行う。

また、調査にあたっては平成29年度実施の市民意識調査の結果を活用し、現行計画の総括を行い、第5次総合計画の基礎資料とする。

(2) 計画策定等全体に関するスケジュール作成・進行管理支援

計画策定等に関するスケジュール（案）を作成し、事務局と協議を行うとともに、進行管理を行う。

なお、計画策定のスケジュール概要は以下のとおり。

平成30年 7月	市民ワークショップ 広報開始
10月～平成31年3月	市民ワークショップ実施
平成31年 3月	基本構想（素案）作成・公表 基本計画（骨子案）作成
10月	基本計画（素案）作成・公表
11月～	総合計画審議会
平成32年 7月	パブリックコメント実施
11月～12月	議案審議
平成33年 3月	第5次芦屋市総合計画 策定

(3) 会議の運営等に関する企画・支援

以下の会議について準備、資料作成、会議録（会議要旨）作成等を行う。また、市民を対象とするワークショップ等、計画策定に向けた市民参画協働の企画や実施、ファシリテートを行う。（「イ 総合計画等推進本部」及び「ウ 総合計画等推進本部専門部会」については、会議への出席を求めない。）

ア 市民を対象とするワークショップ等

イ 総合計画等推進本部（本市の部長級以上で構成。2回程度を想定。）

ウ 総合計画等推進本部専門部会（本市の課長級で構成。随時行う。）

エ その他必要に応じて開催する会議

(4) 基本構想（素案）・基本計画（骨子案）の作成

市民を対象とするワークショップ等が出された意見を踏まえ、事務局と連携して基本構想（素案）及び基本計画（骨子案）を作成する。

6 成果品

成果品の項目、数量等は以下のとおりとする。

成果品項目	数量	サイズ等
1 基礎調査報告書	2部	A4判
2 市民ワークショップ等に関する報告書	2部	A4判
3 各種会議等に関する報告書	2部	A4判
4 基本構想（素案）	2部	A4判
5 基本計画（骨子案）	2部	A4判
6 業務報告書	2部	A4判
7 1～6の電子データ	2式	CD-RまたはDVD-R

※ 委託業務による成果物の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）については、成果物の納入時に受託者から本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は著作者人格権を行使または主張しないものとする。

7 支払方法

業務完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

8 法令遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (4) 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）及び同条例施行規則（平成16年芦屋市規則第41号）
- (5) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱
- (6) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (7) その他業務の履行に必要なとされる関係諸法令

9 業務の引継

平成31年度以降の第5次総合計画策定支援業務委託については改めて提案方式による随意契約を予定しているため、今後の策定業務に支障が出ないように、引継ぎについては誠意を持って本市職員と協議を行い、引継資料を作成すること。

10 その他

事前にスケジュール表、計画書を提出のうえ、本市の承諾を得ること。

その他、仕様書に記載のない事項については、別途協議により決定する。

以上